第１回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成２９年６月１日（木）午後２時００分～３時３０分
２．場　所　　鳥取市役所４階第３会議室
３．出席者
（委員）　一盛真委員、今度珠美委員、上山弘子委員、松田吉正委員、小谷喜典委員、坂根政代委員
薛末子委員、田中くに枝委員、牛尾柳一郎委員、大谷喜博委員、小川泰司委員、佐藤淳子委員
白岩晁委員、吉田裕治委員、竹森貞美委員、田中完治委員、委員１６名出席
欠席　吉田佐智子委員、大和谷朝委員　２名
（鳥取市）　人権政策監、人権推進課長補佐、人権推進課職員３名、人権情報センター研究員２名

４．会議事項
・開会挨拶
・委員委嘱
・副会長選出
・審議　議題「鳥取市人権施策基本方針の改訂について」

《人権政策監あいさつ》
それでは、人権政策監が、この協議会の開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。
～人権政策監あいさつ～
みなさん、こんにちは。鳥取市の人権政策監をしております、神谷康弘と申します。本日は大変お忙しい中、又、大変暑い中、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。さて本年度、鳥取市の人権施策の基本的な考え方・方向性を示す「鳥取市人権施策基本方針」の第２次改訂に向けた取り組みを、これから進めてまいります。今後、庁内関係課の協力を得ながら作成する事務局案をお示ししながら、諮問機関である協議会の皆様にご審議をいただくことになりますので、何卒よろしくお願いいたします。
改めまして、今回の改定の背景についてまとめてみますと、一点目として、昨年度実施した意識調査の結果がまとまったというのが、大きな点になります。第２点目でございますけれども、昨年は人権に関わる様々な法律が施行されました。障害者差別解消法、あるいはヘイトスピーチ解消法、さらには昨年末の部落差別解消推進法が相次いで成立されたというのがございます。様々な人権問題の解消に向けまして、取り組みや地方公共団体の責務というのがあらためて明示されたということになります。３点目といたしまして、ネット上の悪質な、差別的な書き込み、情報が垂れ流されているといった現状がございます。そうした意味で、今回の方針の改定にあたりましては、意識調査の結果を踏まえながら、それから先ほど申し上げました、法律が制定された理念といったようなことも踏まえながら、さらには現実に起きている人権問題の実態や課題認識といったことを充分に踏まえる中で、今後の本市の施策の進むべき方向・姿を考えるうえでの礎となるような方針を作っていかなければならないと考えておりますので、皆様のご支援とご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

《委員委嘱》
新規２名の委員に委嘱状交付
・竹森貞美委員（鳥取市自治連合会）
・松田吉正委員（鳥取市民生児童委員協議会）

《会長及び副会長選出》
空席となっている副会長について、白岩晁委員を副会長に選出。

《協議》

事務局　それでは、これより協議事項に入りたいと思います。これより先は、会長に議事進行をお任せしたいと思います。

会長　それでは、引き続きということで、任期まで会長をさせていただきます。第二次改訂ということで、良いものをつくりあげていけたらと思います。皆様の活発な議論をお願いいたします。

それでは早速、協議事項に入りたいと思います。協議事項の（1）同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査結果の報告について、事務局お願いします。

【事務局より説明】

事務局　別紙「同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査結果の概要」

会長　ありがとうございました。委員の皆様から質問等ありましたらお願いします。

委員　インターネットにおける人権問題について、この設問ではインターネット上でどのカテゴリーの人権が侵害されているのかということが見えてこない。私の個人的な感覚では、インターネット上では外国人の人権が一番侵害されていると思うが、そういったことも見えてこない。インターネットにおける人権問題についての設問には、どの人権が侵害されているのかということが見えるようにしていただきたい。

会長　このことについて、事務局はどうですか。

事務局　このことにつきましては、２８年の２月に作成いただいた項目に基づいた調査結果が出たということで、まず委員の皆様にお返しさせていただいて、この結果の中をある程度くみ取って、今後の改訂の方に活かせていきたいということがありましたので、まずは皆様にお返しさせていただきました。

委員　今、数字上の概要は聞かせていただいた。大切なのはこの数字から何が読み取れるのかということを、どのようにお考えなのか。この後分析していくのか。この数字の読み方はいろいろあると思う。あと、これは単純集計だと思うので、問題は、今回の調査で何が分かったかということを今後どのようにしていくのか、お考えを聞かせていただきたい。

事務局　ただ今のご質問ですが、まずは、意識調査の結果の概略を報告させてもらったところです。まさにおっしゃられるように、これから人権施策基本方針を改訂するにあたっては、この数字等から何が読み取れるのかということも、当然、新しい基本方針に根拠として持たなければならないと思っています。挨拶でも申し上げましたが、たたき台として庁内関係課で原案を作り、それからさらに本日の委員の皆様が、データ等を見られ「こういう読み方もあるのではないか」というような議論をしていただいて、基本方針に反映させていきたい。今日はあえて細かく分析はしていませんが、これからはそのように進めていかなければならないだろうと考えています。

委員　例えば、担当部局からこの数値を見た時に、前回のデータと比べて「こういう数値の変化は、こういうふうに読めるのではないか」という、たたき台を担当課ごとに出していただくと良いかなという気がします。そういう中で、今回見えてきたことを章程化していくことが必要かなと思います。おそらく、先ほど委員が言われたような問題も落ちている。その二段階を踏まえたうえで、基本方針の骨格が浮かび上がってくるのかなと思います。

委員　関連して。今言われた、担当部局ごとの分析されたものをいただきたい。もう一つ、人権情報センターが分析に関わったような冊子を見たことがあるが、それもいただけるとありがたい。

会長　どうでしょう。そういった資料はありますか。

研究員　「みつめてください あなたを③」のことでしょうか。

事務局　本日の資料に、「みつめてください あなたを③」をつけておりますが、これも意識調査すべてを網羅している訳ではなく、ポイントごとに傾向的なことをかいているものです。これからの議論にあたっては、関係団体への聞き取りも必要になってくると思います。５年前の１次改訂のときは意識調査はありませんでしたから、一番重きがおかれたのは、当事者団体さん、関係団体さんへの聞き取りであったと聞いております。今回は意識調査結果もありますし、団体への聞き取りも踏まえて提案させていただき、議論できたらなと考えております。

委員　私が先ほど言ったのは、この「みつめてください あなたを③」ではなくて、どこかの講演会で使われたときの資料のことです。あれば随分参考になると思いました。

委員　先ほどの政策監の挨拶の中で３点あげられましたが、アンケートと法律の改正とありましたが、これからの進め方として、これから掘り下げていかなければならないところ等を提示していただけるのか。

事務局　このあと説明いたしますが、考えているのは、次回集まっていただく段階で、市役所としてのたたき台は提示させていただこうと思っています。それが充分なものであるかどうかの議論はそのあとになるかと思います。

委員　ありがとうございました。少し「あれ？」と思った点があったので、一点だけ。今日の資料の４ページの「人権全般について（３）」の、「犯罪であると思う」が平成１７年より２７年のほうが少なくなっている。また、前段で説明された、「意識していると思う」の結果とリンクしていないような数字が出ていることが疑問に思った。このあたりを明らかにしていただきたい。

事務局　アンケートについては済んでいる事なので、再調査ということはありえませんが、この結果をどのように読み取っていくのかということであると思う。その中で、今のようなご質問については、回答された方が「差別」ということをどう捉えているのかということにもなってくると思います。「差別」というものを深く捉えているならば「犯罪」だということになるでしょうし、軽く考えているならば、「犯罪」とは捉えないかもしれない。今ある資料の中でどのように読み取っていくのかという話をさせていただきたい。

委員　ひょっとしたら次の項目になるかもしれないが、先ほどから様々出ていますが、政策監がまず意識調査のまとめ、そして様々な差別をなくす法整備が出来たこと、インターネット社会の問題ということで、これは人権問題の現実をよく現したことではないかということを言われました。とすると、一つは意識調査のまとめを私たちに提示して、事務局としてはこんなことが大事な事で、ここが課題だというふうに思うということを提示していただかないと、第二次改訂に向けてどう進んでいいのかということろが出てこないと思う。もう一つは、様々な差別をなくす法の制定があったということですが、実際には「障害者

差別解消法」であったり「ヘイトスピーチ解消法」であったり「部落差別解消推進法」であったりする訳ですが、じゃあ、様々なその法律が具体的にどんな理念で何を政策として求めているのかということの提示。そして、三つめはインターネット社会の問題ということで、鳥取市としてはこういう問題を懸念しているということがあれば、出していただくことによって、実際、この一次改訂のそれがどこにあたるのかということを示していただくと、より作業が進めやすいと思います。大変な作業だと思いますが、次の会のときにはお願いしたいと思います。

会長　それでは、第二次改訂のスケジュールについて、説明をお願いしたいと思います。

事務局　【事務局より説明】２ページ
（今後のスケジュール）

会長　検討会議が１月までということで、それまでのスケジュールについて説明していただきました。ご質問等はありますか。

委員　協議会のスケジュールは１月末までということでよろしいか。

事務局　委員の皆様の任期が、３０年１月２６日となっておりますので、現任期の委員さんで練っていただきたいというのが事務局の思いでございます。もしも、もう少し足りないということであれば、その時点で任期の延長ということもあろうかと思っておりますけれども、まずは現委員さんの任期の中でということで、スケジュールを組ませていただきました。今後、練り直すということもあろうかと思います。

委員　何が言いたいかと申しますと。前回を経験された委員さんはご存知だと思うのですが、もの凄い議論を行って、出したものがひっくり返ったり、たたき台ひとつにしても、誰が作るのかという問題も含めて、もの凄い回数がかかりました。この日程で本当に大丈夫なのかなと、建設的な意味で少し心配です。法律も新しく出来ているということで、そういうところの関わりなども考えると、前回とは違う問題なども出てくるのではないかと思う。この回数だと、事前にしっかりとした「たたき台」が出て、論点が焦点化されていて、その問題にたいして各自がどのように考えているのかが出てくれば、このスケジュールでばっちり行けると思う。ただ、出てきて「さあ、最初の項目から見ていきましょうか」ということで、「それぞれご意見お持ちの方はどうぞ」という形で行くと、たぶん終わらない。前回はそういう形で、毎回会議が終わらなかった。いつも宿題。結局、発言すると、発言した者が自分で書いて持ってきてくださいになった。それをパッチワークのようにはめていって全体像をつくった。このスケジュールでは、前回とやり方を相当変えないと上手くいかないと思う。

委員　丁度、第５次の障がい者計画がこれから始まるところですが、それと関連してくる部分もかなりあると思う。項目も多いので、かなり長いスパンで考えていかなければならないのではないか。私も障がい者の方の関係ですから、すべては分かりませんが、事務局との連携が重要になってくると思う。課の方がしっかりと内容を把握しておかないといけない部分も出てくると思う。

委員　私も思い出しましたけれども、後半は大変で、何回も召集がかかって、ボランティアで何回も出たなということを思い出した。

委員　私たちの任期内で、出せるところは出してほしいという意味合いで、しかも、この委員で答申が出せたらいいなという意味でのスケジュールということは受けとめました。ただし、実際に今出ているような懸念の声がある場合には、延期ということもありうるということですよね。

事務局　これは、現任期の中で何とかやりたいというスケジュールであり、間に合わないということになれば、当然、際委嘱をさせていただくということになるということを考えております。

委員　先ほどの委員の質問と被る部分もあるのですが、様々な障がい者計画のことも出ましたが、そういうこととともリンクさせながら進めていかなければならないと思うのですが、よりスムーズにさせるためには、人権施策基本方針の中に謳われた現状と課題についてもう一度見直しがあるのでしょうが、施策の推進方針について具体的に、この間どういうことが出来て、どういうことが出来なかったのかということを提示していただかないと、検討ができない。そういった意味で言うと、各課の方々に協力を願って、施策としてはどういうことを進めてきたのか、また、例えば障害者差別解消法が出来て以降はこういう施策を新たに入れて、こういう課題がまだまだあるよということも含めて出していただかないと、議論の方向性がコンパクトな時間の中で出来かねるという懸念を皆さんが持っておられるので、そういったところを示していただきながら、よりタイトに、出来るだけ進めていくという方向でお願いしたいと思います。

会長　他にはありませんか。

会長　では、事務局の方はとても大変だとは思いますが、よろしくお願いします。
それでは、「その他」ですけれども、事務局の方で何かありますか。

事務局　第２回目の協議会について、予定を決めさせていただければ幸いかと思います。８月の第２週目を考えております。いかがでしょうか。

８月１０日（木）午後に決定
期日が近づきましたら、ご案内いたします。

会長　それでは、本日の議事が終了いたしましたので、これをもちまして、本日の会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

お疲れさまでした。